

は し が き

騒音はしばしば“感覚公害”と呼ばれてきています。大きさが同じ普通の音の場合であっても、必要な人にとっては大切な情報であり不要な人にとっては邪魔ものです。しかし、ある一定の大きさ以上であれば、誰もが迷惑を受けることも事実です。ですから、騒音規制法で超えてはならない値が決められ、市民の監視、行政の対処、そして発生者の意識改革とで一時ほどのひどい騒音は、特に工場や事業場からのひどい騒音は減少しつつあります。しかし、それが新しい微妙な問題を顕在化させています。つまり、規制値以下の音や障害者用誘導音への苦情等、問題が量から質へと変化しています。ですから“感覚”なる言葉は、実は今後の“街創り”にこそ真に重要な要素なのです。

横浜市は最近よく耳にするサウンドスケープの考え方を取り入れながら、街中に現存する良い音環境を残したり新たに創り出す施策を進めようとしています。これまで騒音に関する調査は多くなされてきましたが、良い音、良い音環境の調査はなおざりにされて来ました。それは苦情には反映されなかったからです。しかし、これからの街造りには、嫌な音が発生しそうな場所を心地良い音で囲ってしまったり、安らぎや憩いを感じさせる音空間をあらかじめ用意するなど、音の持つ良い面をもっと活用することが考えられます。苦情処理という後処理と、この言わば前処理との両輪こそが都市の中に快適な音環境を提供するために必要であると考えられます。

快適音環境とは何か、その定義はまだ確立していません。感覚的要素を多く含んでいるために定義が難しい面もあります。しかし、音は感覚の問題だから扱えないと言っては、そこからは進歩しません。この報告書は、都市における快適音環境を創出する目的で始めた音環境研究の第一歩、つまり現状把握と分析を社会調査を利用しまとめたものです。お読み頂き、快適音環境を考える参考になれば幸いです。

研究担当者

鹿島 教昭 横浜市環境科学研究所

研究協力者

田村 明弘 横浜国立大学工学部建築学教室

〒246 横浜市保土ヶ谷区常盤台156

Tel 045-335-1451 Fax 045-335-1730

島 理恵子 旭硝子アメニテック (株)

〒108 東京都港区三田3-1-12 スリーA三田ビル

Tel 03-5476-0477 Fax 03-5476-0479

澤田 淳也 ニチアス株式会社

〒105 東京都港区芝大門1-10-11

Tel 03-3433-7201 Fax 03-3488-2673